

平成25年度自動車税の納税のお知らせ

自動車税の納期限は5月31日(金)です。

納期限までにおさめましょう。

自動車税の納期内納税は、北海道が取り組んでいる様々な施策を進めるうえで欠かせないものです。
納期内納税にご理解いただき、納期限までの納税をお願いします。

<参考>平成24年度自動車税納期内納税率
北海道 69.3%

- 納期限までに納税をしないと年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は年4.3%）の割合で延滞金がかかります。
- 自動車税は次の場所で納税することができます。
 - ・道内の金融機関、郵便局
 - ・お近くの総合振興局（振興局）又は道税事務所
 - ・コンビニエンスストア（サークルKサンクス、スーパー、セイコーマート、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン）

【問い合わせ先】 北海道宗谷総合振興局 地域政策部 税務課納税係

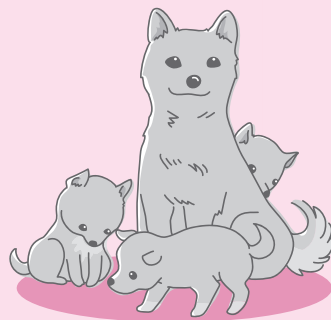
〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27

電話:0162-33-2520(直通)

愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼っている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。
飼い始めたときに1度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

- ・町外から転入したとき
- ・町外へ転出したとき（転出先の市町村）
- ・転居して住所を変更したとき
- ・飼い主を変更したとき
- ・飼い犬が死亡したとき



○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務づけられています。
幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院か留萌地区農業共済組合北部支所幌延家畜診療所で受けてください。

☆☆ 4月1日～9月30日は野犬掃とう期間です。☆☆

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

**“ペットは家族の一員です。
マナーを守り、正しく飼いましょう”**

問い合わせ先：町民課生活環境グループ

電話5-1115（内線155） 告知端末機 5-8815